

Title	「地方における占領教育政策の展開に関する研究序説」
Author(s)	阿部, 彰
Citation	大阪大学人間科学部紀要. 1978, 4, p. 129-155
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/6595">https://doi.org/10.18910/6595</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 「地方における占領教育政策の 展開に関する研究序説」

## 阿 部 彰

### I 序

### II 日本占領管理の機構と地方軍政組織

1. 占領の開始と管理機構の形成
2. 地方軍政組織の成立
3. 軍政部要員の養成と配置の実態
4. 地方軍政組織の転換

### III 占領教育政策の展開と地方軍政部の機能

1. 地方軍政部の使命
2. 地方軍政部教育官の職務
3. 地方軍政部教育官による学校視察
4. 新学制施行過程における地方軍政部の関与

### IV 研究の現状と課題

## 「地方における占領教育政策の 展開に関する研究序説」

### I 序

本稿は、被占領期の教育管理政策が地方段階においていかなる展開・浸透の経緯をたどったかについて、実証的かつ精緻な調査研究を今後進めるにあたっての準備的な性格をもつものとして用意されている。

近年、G.H.Qの教育管理政策および戦後教育改革の成立事情に関する研究の進展・蓄積には著しいものがあるが、遺憾ながらその多くは中央レベルに止り、あるいは地方を扱ったにしても概括・通史的な記述に止り、占領教育政策の地方段階における実相についての解明には未だ本格的な取り組みがなされていない。占領教育政策の多くは、その末端機構としての地方軍政組織の存在を前提として展開された。したがって地方軍政部教育担当官と日本側地方教育行政担当者との接触・接衝の経過を精査することによって政策の本質がより鮮明となり、また施行段階におけるその屈折状況を把握することが可能となる。

上記諸課題の解明にはなおしばらく日時を要するので、本稿では、地方軍政部の占領機構下における位置づけをとくに教育管理政策とのからみあいに重点をおいて考察を進め、以後の調査、研究の緒論としたい。

### II 日本占領管理の機構と地方軍政組織

#### 1. 占領の開始と管理機構の形成

連合国軍による日本進駐は、8月28日(1945年)、米国太平洋陸軍(United States Army Forces, Pacific)先遣部隊の厚木への飛来を皮切りに各地で開始された。連合国軍最高司令官マッカーサーは8月30日着任したが、その司令部は直ちには開設されず、しばらくの間、横浜の米国太平洋陸軍司令部内に仮の事務所を設け細々と準備的業務が続けられた。これは日本の降伏が予想外に早く実現し、ために占領後の管理方式について米国政府内で未だ最終的な決定を見ていなかった事情によるものであった。なるほど、ポツダム宣言(7月26日)および「降伏後における米国の初期の対日方針」(9月6日、米大統領からマッカーサーに指令)中には、間接統治が方向づけられてはいたが、米国政府部内には直接統治を主張する

意向も根づよく残っていた。結局、9月中旬に至って間接方式の採用が確定するが、この過程において終始主導の役割を果たしたのが陸軍省であった。対日占領政策の策定は「国務・陸・海軍三省調整委員会」(SWNCC)によって行なわれていたが、日本の降伏が決定的となった時点(8月12日)において、同委員会は陸軍省代表の強引かつ独断的な働きかけによって審議の劇的な軌道転回を行い<sup>9)</sup>、上記「対日方針」の原案を提示した。また、その直後8月16日から9月12日ごろまで行なわれた統合戦争計画委員会(JWPC 統合参謀本部の下部機構)で直接統治案が否決廃案となった結末にも当然陸軍側の意向によるところが大きく作用していたものと見られる。

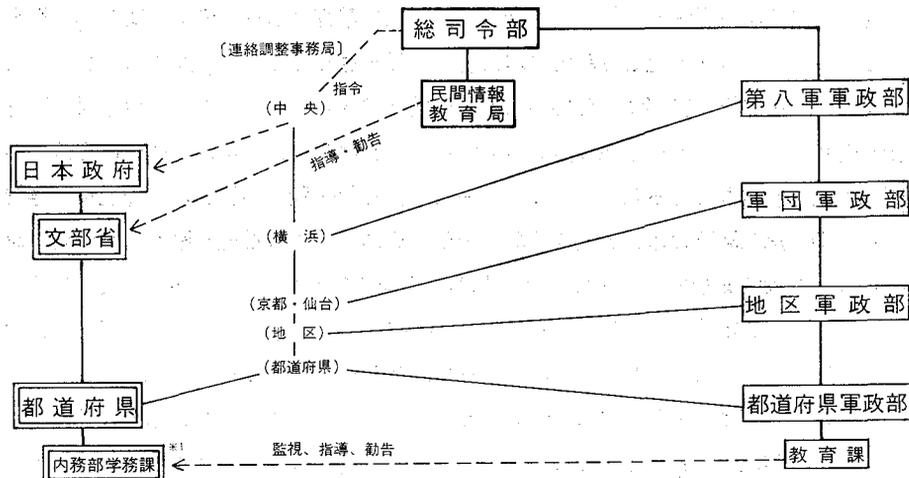
マッカーサーの意向も陸軍省の基本方針とほぼ一致していた。彼は、日本進駐直前マニラにおいて直接統治を想定して人事、組織上の準備を進めたことがあったが、時間的に最早間に合わないことを察知して断念していた<sup>10)</sup>。日本占領の直接の責任者として、政治文化等国情の相違をふまえた統治形態を選択し占領を成功に導くのが最大の任務であった<sup>11)</sup>し、加えて、彼はもともと日本占領の短期終結を予想していた<sup>12)</sup>。一時的な措置とすれば間接方式が有効であった。さらに、もっと現実的には永年ともに戦ってきた朋友の労を報いるためにはポストがいくらあっても足りなかった。直接統治となれば少なくとも非軍事的行政事務の多くを民間人に渡さなければならぬことは必至であった。

9月22日に前記「対日方針」が全文公表されたが、これは対日占領統治形態に関して米政府内において最終決着がついたことを意味した。マッカーサーは、これをふまえて日本政府に緊急勅令「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」の公布を指示し、間接統治のための裏づけとしての措置を講じた。そして、10月2日、東京に連合国軍最高司令官総司令部(General Headquarters of Supreme Commandar for the Allied Powers)の開設を見るに至った。

占領管理機構は翌年にかけて次第に整備されるが、図一1で見るとマッカーサー司令官直属の事務局として総司令部を構成する中央の諸機関と、米太平洋陸軍所属第八軍の傘下にあつて地方に分散する軍政組織とに大別される。前者が主として占領機構上の頭腦的部分を、後者はその手足として現場の末端部分を構成し、また、前者が日本の中央政治機関に、後者は地方政治機関に対応し、それぞれに対する働きかけを通じて占領政策の履行にあつた。このように連合国軍の占領管理機構は日本政府およびその下部組織の存在と機能を前提とし、その組織を動かすことによって所期の占領目的に到達する趣旨の下に構築され、間接統治の形態が整えられていた。

連合国側機構と日本側機構の接点には、中央および地方単位に連絡調整事務局が設けられた。これは、連合軍と日本側との統治上の事務連絡の円滑化を図る目的で日本政府が自発的に外務省の機関として設置したものであり、両者間の文書は原則として同所を経由すること

図一 占領教育管理機構 (1946.7.1 現在)



<注>。「外務省外交資料」第八軍関係および連絡調整事務局関係に基き、下記文献を参照して作成した。横田喜三郎「連合国の日本管理」(『日本管理法令研究』1巻7号) N.H.K 渉外局「G.H.Q 組織図」(N.H.K 総合放送文化研究所蔵)

\*1, '46年11月教育民生部学務課, '47年4月教育部, '48年11月教育委員会となる。

になっていた。

地方連絡調整事務局の中には、軍政部隊と日本側地方当局との間で発生したトラブル、たとえば、学務課長罷免要求、学校統合をめぐる意見の対立等に関して両者間の斡旋、調停に有効な機能を果たす場合も少なくなかった<sup>5)</sup>。このような役割の担当は軍政部と日本側当局との意思疎通が十分でない地方で多く見られ、両者の友好的関係が維持された地方、たとえ軍政部が強硬であってもそれに日本側が柔軟に対応した地方では、連絡調整事務局はいずれも目立たない存在であった。

なお、連絡事務局のうち横浜連絡調整事務局は、地方軍政の総元締であった第八軍との連絡の窓口としての役割をも果たしていたので全国にわたる事務を受持ち、異色な存在であった。都道府県に出先機関をもたず、しかも戦前の監督統制作用をGHQから強く批判されて地方教育行政への影響力を失っていた文部省が、この横浜事務局および軍団所在地の京都・仙台事務局から地方連絡調整局へのルートを通じて発言権の維持につとめていた形跡が認められることは注目に値する<sup>6)</sup>。

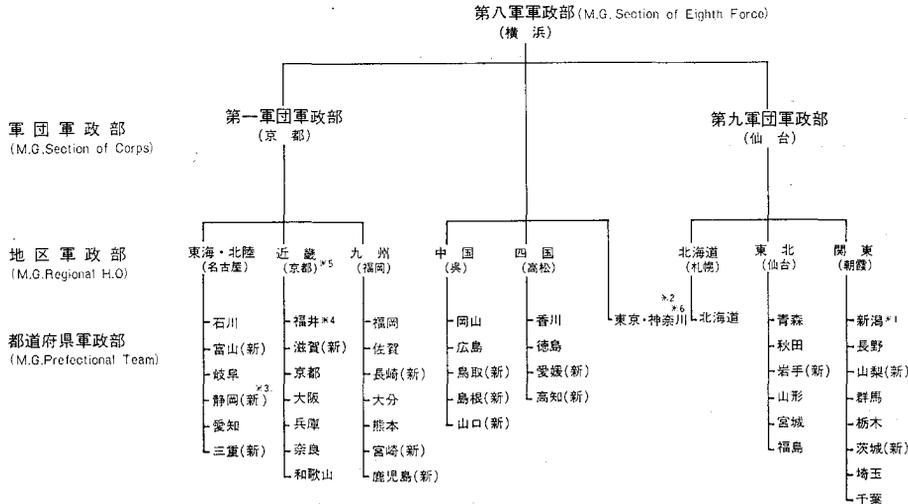
## 2. 地方軍政組織の成立

連合国軍による初期の日本進駐は主として米太平洋陸軍の第八軍および第六軍によって行なわれた。第八軍(司令官、アイケルパーカー中將)は、前記厚木(空路)のほか館山、大湊、函館、小樽等より上陸、第六軍(司令官、クルーガー大將)は、和歌山、呉、佐世保、

名古屋より上陸し、それぞれ東日本、西日本を折半してまたたく間に占領した<sup>7)</sup>。

この間、中央では総司令部 (GHQ of SCAP) の機構整備が進み、やがて民主化政策遂行のための指令がつぎつぎと発せられて日本政府の機関を通じての実現が期されたが、GHQはその実施状況を監視、査察するための直属の末端組織をもたなかった。短期占領、現有人材の優先登用のマッカーサーの基本方針からすれば、当然それは既に地方に分散配置済みの進駐部隊が代行すべきであった。マッカーサーは、占領第一段階終了を期に進駐軍の再編を図り、その際、第八軍下の軍政部門を作戰部門から分離・独立し拡充を図り、かつ第八軍の支配を全国に拡大する措置をとった<sup>9)</sup> (第六軍は'45年末で解体)。この結果、当初1乃至3県を所轄範囲とする軍政部隊が配置されたが、やがて'46年7月に至って第八軍司令部およびその下部機構の第一軍団、第九軍団各司令部に軍政部局 (Military Government Section) が設置され、その下に軍政部 (Military Government Team) が、日本の地方行政区分に合せて各都道府県毎に置かれるようになった<sup>9)</sup>。それと同時に地区単位に統括、調整的中间組織機構 (Military Government Regional H. Q) が設けられた (図一2参照)。各軍政部 (局・隊) の内部組織は、GHQの民事行政事務部門に即応して形成された。いわばGHQの中

図一2 地方軍政組織 (1946.12.1現在)

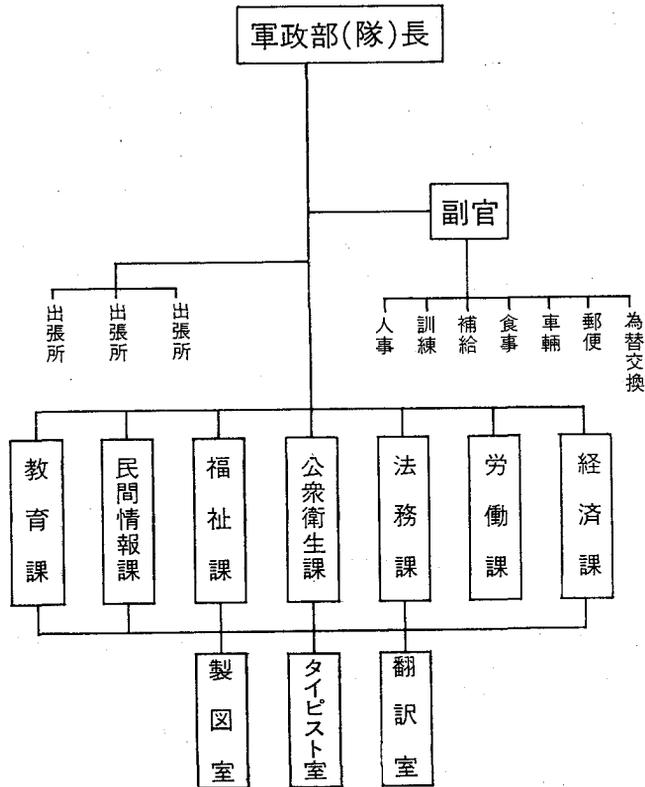


<注>。『軍政組織および人事——各軍団軍政部関係』(『外務省外交資料』A' 0051) および連絡調整横浜事務局編「Y.L.O.O執務報告」(第1号'46.12.一同A' 0095)の記事に基き作成した。(新)は以前他府県に併設されていたが7月1日付で分離独立、新設。

- \*1 '48. 2. 1 東北地区に移る (上記執務報告9号)。
- \*2 '48. 2.10 東京、神奈川に分離・独立。(同執務報告13号)
- \*3 '48. 4.10 第八軍軍政部直轄下に移る (同13号)。
- \*4 '48. 9.25 東海・北陸地区に移る (同24号)。
- '48.12.17 中国、四国地区 第一軍団所轄下に移る。
- \*5 '49. 2. 1 京都から大阪に所在変更(近畿連絡調整事務局編「執務報告」24号)。
- \*6 '49.12. 1 関東地区に移る (関東地区連絡調整事務局編「執務報告」1号)。

中央軍政組織に対置してその末端機構としての地方軍政組織が整えられたのである。レベルあるいは各府県の重要度により組織の規模、形態は異なるが、基本的な職域、職務分担の構図は図-3のようであった。

図-3 都道府県軍政部の内部組織図



<注> 本図の作成にあたっては主として「第八軍軍政部組織機構図」(『外務省外交資料』A' 0052)に依拠し、下記の文献・資料を参考とした。

- 「第八軍司令部組織表」(48.11.22)〔N.H.K総合放送文化研究所蔵〕
- 米軍第八軍司令部「軍政部の組織図」(『ハイランド回顧録』№19—日刊福井'77.9.2付—)
- 三浦総一郎氏「第一軍団軍政部、京都軍政部の組織」(談話'77.9.28)
- 池田勝郎氏「第九軍団軍政部、宮城軍政部の組織」(書簡'77.11.19付)
- 鈴木健一氏「静岡軍政部の組織」(書簡'77.11.6付)
- 「石川軍政部の機構」(『石川県高校教育10年史』)

### 3. 軍政部要員の養成と配置の実態

1946年7月以後、とくに都道府県軍政部を中心にその充実が急速に進められた。従前、兼担の職員が片手間に職務を行っていた部署にも原則として専任の担当者が置かれるようになった。当時、地方軍政部に配置された職員の構成は大別して、将校クラスの職業軍人、下士官以下の召集兵、そして軍属(民間人)であったが、その比率は、前二者が後者をはるかに

凌駕していた。

米国では第二次世界大戦の末期から、日本占領にそなえ軍政部要員の養成を始めていた。将校、下士官、兵を対象とする訓練所、専門技術者、大学教授らを対象とする訓練所、そしてそれらの修了者を集めて配属先に合せて最後の仕上げを行う軍政要員待機所（CASA、カリフォルニア州モンレー）がそれである。ここでは、日本の政治経済社会機構、風俗習慣はもちろん、日本語の会話、さらには毛筆の使い方、一緒に働くことになるはずの日本人の個々の名前まで徹底的にたたきこまれた<sup>10)</sup>。これら軍政部学校に多くの人員を送りこんだ陸軍では軍政部要員への配置換えにあたって独自の選考内規をもち、①基本的な訓練を身につけた上生来人を好む人物であること ②人をコントロール（支配）するというよりは、むしろガイダンス（指導）を与える性向をもつ人で、その実行に自己の能力の最善をつくす人、③自分の好む国への駐留を自ら求め、その国の人々との相互協力の実践を心から願う人、をその判断の基準としていた<sup>11)</sup>。

しかし、これらの大部分は前述のように日本の統治形態が間接軍政に決り、しかもマッカーサーが進駐兵員の交替を拒否したことから、結局、マニラ、サイパン、グアムに転用され、日本向けの特殊訓練は無駄となってしまった<sup>12)</sup>。したがって、一部の例外を除き日本に配置された軍政部職員は、終戦まで従軍し軍政部要員として特別の訓練を受けないまま転属された軍人と、機構拡充にせまられにわかには徴募され補充された民間人とから構成されることになったのである。

さて、つぎに地方軍政部の職員配置の実態を教育課の場合を例に概観することにしよう。各段階の軍政部教育課には教育担当官（Educational Officer）がおかれていた（課長兼務）。その数は、初期において軍、軍団司令部段階では2～3名程度、地区および都道府県段階では多くの場合1名でまれに二世の補助者（教育補佐官）がおかれることもあった。のちに社会教育、青少年団体、婦人団体の育成指導の重視に伴って若干増員されるようになるが、とくに数百校の学校を所轄する都道府県段階におけるスタッフの貧弱はおおむねもなかった。量的側面のみならず教育担当官の質も劣悪な状態であった。教育担当官の大半は20代から30代前半の召集兵あるいは同年輩の民間人で、ハイスクールないし純然たる軍人教育しか受けていない者や教職経験のない者も少なくなかった。当時の東海・北陸地区担当教育官マクエルヘイニーが述懐するように、まさに「教育を担当し得るような人材が決定的に不足」していた<sup>13)</sup>。もちろん、後には、第一軍団軍政部のアンダーソン教育課長（R. S. Anderson 元第四高等学校講師）、高知軍政部のクラム教育課長（Dr W. A. Cram 元視学官、ハワイ大学教育心理学教授）、三重軍政部のクルック教育課長（C.A. Cruck 元教育長、公立学校長）のように教育上の一家言をもち真摯な教育者として誠実かつ対等に日本人と対応し、関係者に感銘を与えた教育官も多くなったが、初期には教養らしきものの鱗片さえ見られない粗野

な武骨漢、理財にたけた軍人出稼人、在任中教育に関して意見らしきものを一言ものべることのなかった自称「教育専門家」、あるいは事あるごとにピストルで威圧する軍政部上層部で評価の高いやり手、さらには占領軍の権力の傘の下に強引に急進的な施策を強行しようとした理想主義者などにより各地でトラブルが発生した<sup>14)</sup>。総じて、ひたすら中央からの指令の機械的な適用に忠実な教育官が多かったのは、単に軍政機構が本来的に備える性格によるのみならず、教育担当者として日本側の教育行政者を指導するに足る人材が得られなかったことにも多く起因したものと見られる。

なお、G. H. Q. による軍政部の人事管理には往々教育官の個性を生かすような巧妙さが認められ、当初は手堅いAで開拓の用を果たせ、次いで大胆で積極的なBに徹底的な改革を行わせ、最後に温厚小心なCに地ならしの仕事を担当させるといった配転における適材適所の配慮が加えられているのではないかと見られる場合もあった<sup>15)</sup>。

#### 4. 地方軍政組織の転換

マッカーサーの度重なる対日軍事占領早期終末、講和条約交渉の早期開始の希望表明にもかかわらず事態は進展しなかった。占領後満3年を経過した'48年夏には、日本の地方行政も自立の道を歩み始め、GHQからの指令も出つくしていたので軍政部の任務は一段落していた。加えて、アイケルバーカー司令官をはじめ終戦直後から駐在した第八軍の将校、兵員も'49年にかけて任期満了とともに続々と帰国し人的構成の側面からみても大きな転機に達していた。もともと第八軍による軍政担当は暫定的なものであり新規に要員を補充してまで継続する意図は当初からなかった。さらには、米国史および占領史において異例な軍人主導の占領管理の典型との批判<sup>16)</sup>を無視してまで軍政組織を維持して行く必然性もなかった。マッカーサーは地方軍政組織の抜本改編を決意し、'49年後半からつぎつぎと措置を講じた。まず、1949年7月1日、軍政部(局)の民事部(局)〔Civil Affairs: Region, Team (section of Eighthforce, corps)〕への一斉名称変更を実施し<sup>17)</sup>、ついで、その直後7月28日には、①来る11月30日限りで都道府県民事部を廃止し任務と責任を地区民事部に併合、継承させる、②来る12月31日限りで軍団民事部を全廃し、第八軍民事部はGHQ内に移し民事局とする、との二方針を指令した<sup>18)</sup>。この結果、軍政組織は第八軍から完全に切り離され、従来批判的となっていた作戦部隊司令官の軍政組織に対する命令権が取り消された。

かくして、かつての地方軍政組織はGHQ直属の下部組織に転換され、両者の有機的連関性の飛躍的向上が期された。また、従来の地方軍政組織では将校528人、召集兵2,381人、民間人529人であったものが、将校31人、召集兵80人、民間人400人へと構成が大きく変化した<sup>19)</sup>。しかし、このような変化にもかかわらず、GHQにおいても地方組織においてもほとんど主要なポストを軍人が占める伝統はゆるぐことなく堅持され、したがって軍人マッカー

サーを司令官に戴く「中央軍政組織」(G.H.Q)と「地方軍政組織」(地区民事部)の基本的構図は変ることなく引きつがれていたといえる。

なお、その後'51年6月には地区民事部中の教育、情報両課が民間情報教育局の所管に移され、民間情報教育局地方事務所(Regional Office of CIE, SCAP, G. H. Q)となった<sup>20)</sup>。占領末期に至ってようやく教育管理の一元化が実現したが、能率上の利便というよりは止むことなく進行する機構簡素化の副産物としての傾向が濃厚であった。

### Ⅲ 占領教育政策の展開と地方軍政部の機能

#### 1. 地方軍政部の使命

マッカーサーが当初GHQの末端機構を設ける必要を認めず地方軍政組織を以てそれを代用せしめ、したがって、地方軍政組織の指揮系統はGHQとは直結せず総司令官分遣司令としての第八軍司令官を経てマッカーサーに連絡していたことは前節で見た通りである。

隸下の地方軍政組織に対してマッカーサー総司令官が、その任務、権限に関する指令を発したのは1945(昭和20)年12月20日のことであった。当時占領軍内において軍政部門と作戦部門との分化が明瞭でなく、同指令も占領軍全体へあてたものであったが、これが軍政組織の比重の高まりと役割の重視への大きなきっかけとなったことは事実であった。マッカーサーは、この指令を通じて、地方軍政部を「最高司令官の指令の実行を監視する機関」(an agency for observing compliance with the Supreme Commanders instruction)、および「指令の遵守を確保するため必要な時は最高司令官の要求に応ずる機関」(agency upon which he may call if necessary to secure compliance)と位置づけていた。地方軍政部軍政官用のマニュアルとして用意されたと見られる文書<sup>21)</sup>には、これらについてさらに具体的につぎのように記されている。

- 日本の地方官民諸団体の占領軍命令諸事項の履行の成否を監視・修正ないしは報告すること。
- 県・市・郡・町・村などの地方自治体および中央政府レベルの官吏に助言を与え、これを指導すること。

つまり、地方軍政部の任務は、GHQの指令(命令、覚書)およびそれに基づいて出された日本の法令が末端まで行きわたり実施されているかどうかの査察を行うことと占領政策の趣旨に即して適宜日本側関係者に指導・助言を行うこと、の二点にあったといえる。なお、上記文書において、指導助言の対象を地方当局に限定せず、中央政府の官吏をも含めることによって、地方軍政部の中央政府への関与を許容している点が注目される。

## 2. 地方軍政部教育官の職務

軍政部教育官の職務内容は、占領教育管理政策の進展に伴い次第に変化するが、それは二つの側面からとらえることができる。すなわち、第一に、戦時教育体制一掃のための監視機能からそれをふまえて新教育制度樹立のための指導助言機能への、いわば質的転換の側面であり、第二は、学校教育分野から広く社会教育への、範囲拡大の側面である。

教育官による職務遂行は、中央の C. I. E と文部省の例にならぬ、地方教育行政当局への指示 (Suggestion) という形でなされるのが通例であった。それは学校視察の後、改善事項を記載して送られる報告書の形式をとる場合もあったし、あるいは会議における助言としてなされる場合もあったが多くは口頭による直接伝達であった<sup>23)</sup>。しかし、たとえ「サゼステーション」ではあっても実質的には何ら指令とかわるところがなかった<sup>23)</sup>。軍政部からの文書は広報・宣伝用のパンフレットに至るまで GHQ の指令なみに扱われ学校では「連合軍司令部書類綴」の中にとじこまれた。地方行政関係者、住民にとって、GHQ、マッカーサーは遠い存在でしかなかったが、軍政部はまさに占領軍の権化であった。「サゼステーション」は、教職追放を含む教育行政上の施策に止らず地方当局の人事にも往々にして発動された。実行型で妥協を許さないことで有名な石川軍政部のオズボン教育官および強引な施政ぶりで全国に名の知れわたっていた大阪軍政部のジョンソン教育官（のち、東海北陸地区に異動）は意に即さない学務課長を免職に追いやり自ら後任の人選にあたった。また、自信過剰型の京都軍政部教育官オズワルドは教育委員会の会議で長弁舌をふるい自選の教育長候補の採用を執拗に働きかけた。いずれも「サゼステーションである」との逃口上をしきりにとなえながら…<sup>24)</sup>。

軍政部教育官の態度に気負いや強硬一点ばりの傾向が次第にうすれ、日本側の立場や事情にも配慮を加える余裕が見られるようになったのは、占領満3年目から4年目をむかえる頃であった。これに、新しい学校制度、教育委員会制度が軌道にのり一段落した時期および中央において政治情勢、国際情勢との係りもあって占領政策の見直しが始められた時期と符合していた。関東軍政部が管下の教育軍政官に配布した職務遂行上のマニュアル改訂版(1949.5.26)には、つぎのような項目が掲げられ、日本側当局者との相互信頼と理解に今後格段に留意するよう指示している<sup>25)</sup>。

- ある計画をおし進めて行く場合、単にそれがアメリカ式であるからとかイギリス式、ドイツ式であるとか等の理由で実施するのは大いなる誤りである。それがどこで創造されたものであろうが、現在の日本に最も適しているものが採用されなければならない。
- 日本には他の国々よりもすぐれた生活面が多数ある。これらのものに保持されなければならない。
- 日本人にとって改変した方がよりよい生活をもたらすと考えられた場合にのみその改

変がなされるべきである。

### 3. 地方軍政部教育官による学校視察

1945（昭和20）年の10月から年末にかけてGHQから日本の教育管理に関する指令が4回にわたり出され、軍国主義・超国家主義教育の禁止方針が明示されたが、この頃から'46年にかけて軍政部による学校視察が本格的に行なわれるようになった。初期においては、隠匿兵器・武器の摘発、戦時教材教具の排除、学校における人権抑圧的習慣（命令、体罰）の除去等が中心であった。この過程で授業中の教室に泥靴のまま踏み込んだり、道路を整理歩行中の児童に対し軍国調であるとして中止させたり、人民裁判形式によって生徒をして過去の教師の体罰歴をあばかせ、以後の学校の教育機能を事実上停止に至らしめたり<sup>29)</sup>する等の混乱が少なからず生じた。これらのトラブルの発生は軍政部教育官の質の問題とともに学校視察に関する方法と内容についての依拠基準の欠如に多く起因していた。

このような事情の推移に、第八軍司令官は'46年12月6日隷下各軍政部に指令を発し、

#### 学校視察照査簿

視察官氏名 \_\_\_\_\_ 部隊名 \_\_\_\_\_ 通訳氏名 \_\_\_\_\_

日時 \_\_\_\_\_ 学校名 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

学校の等級 \_\_\_\_\_ 学校長 \_\_\_\_\_ 在籍男 \_\_\_\_\_ 女 \_\_\_\_\_

教員男 \_\_\_\_\_ 女 \_\_\_\_\_ 公立・私立 \_\_\_\_\_

#### 1. 学校を視察して決定せよ

- 1) 生徒は生徒相互間又は教師に対し、軍隊式の礼法を挨拶に用いるか。
- 2) 生徒は読む時、直立不動の姿勢で起立することを要求されているか。
- 3) 生徒は教師に自由に質問するか。
- 4) 生徒は通例記憶した解答や暗記によって応答している様子か。
- 5) 教師はクラスの討論やそれに参加することを奨励しているか。
- 6) 国定教科書が何れの授業に用いられているか。
  - a. 修身 b. 日本歴史 c. 地理
- 7) 次の何れの授業が与えられているか。
  - a. 英語 b. 独乙語 c. 航空
- 8) 教育勅語が生徒に対し、生徒によって読まれているか。
- 9) 何れかの宗教教育が与えられているか。
- 10) 時事に関する討論が現在の授業の一部となっているか。
- 11) 学校放送が授業に用いられているか。
  - a. 各教室にスピーカーがあるか。
  - b. 生徒はその放送を規則正しくいつもきいているか。

- 12) 映画の映写機或は幻燈が授業に用いられているか。
- 13) 学校は授業に蓄音機を用いているか。
- 14) まだ使用されている教科書に要求された抹削が施されているか。
  - a. 上に線が引いてある。 b. ぬりつぶされている。
  - c. 糊で貼って覆ってある。 d. 切り取ってある。
- 15) 教授参考書に抹削が施されているか。
- 16) 集団運動（野球，籠球等）が体操科の一部となっているか。
- 17) 正規の柔軟体操が与えられているか。
- 18) 柔道，剣道，薙刀の授業が与えられているか。
- 19) 教練が行なわれているか。
- 20) 教室に神棚があるか。
- 21) 御真影は学校にあるか。
- 22) 教練の武器や設備は警察に引渡したか。
- 23) 作法が学校で教えられているか。

## 2. 学校長と面会して決定せよ。

- 24) 学校は次の各項につき文部大臣から指令を受けているか。
  - a. 教科書の削除 b. 修身，歴史，地理
  - c. 教練科の除去 d. 超国家主義教育
- 25) その指令は全教師に通達されたか。
- 26) 修身，歴史，地理の教科書は12月31日の指令に基づいて集められたか。
- 27) 学校職員に陸士，陸軍航空学校，陸軍憲兵学校或は海軍機関学校の出身者がいるか。
- 28) 27項に述べられた以外に，職員中に陸海軍の将校或は下士官だった者がいるか（1945.10.31 以後に任命されたか）。
- 29) 27, 28項の質問に述べられた以外に復員軍人が他の職員にいますか。
- 30) 1931年から1945年の間に罷免された元職員中に再任命を願った者がいますか。
- 31) 1945年8月1日以来転任を命ぜられた教師か事務官がいますか。
- 32) 前に陸海軍生徒だったものが紛争を起しているか。
- 33) 生徒の10%以上が元の陸軍生徒から成っているか。
- 34) 生徒が従来ストライキをしたことがあるか。
- 35) 生徒志願者が何等かの理由で入学を拒絶されているか。
- 36) 教師は民主主義及び民主的教育に関する指導会に間もなく出席するか（又は既にそういう会の課程を終了したか）。
- 37) 教師はかかる計画を価値あるものと感じているか。
- 38) 学校は何等か生徒の出版物を有しているか。
- 39) 学校は何か生徒の組織体をもっているか。
- 40) 学校は父兄会をもっているか。
- 41) 学校は父兄に新指令を知らしめようとしているか。

## 3. 生徒と面接して決定せよ

- 42) 食糧生産或は食糧蒐集のために学校の外で働いているか。
- 43) 生徒は教練又は武道の授業をうけているか。
  - a. 学校そのものの中において
  - b. 外部の組織において
- 44) 生徒は時事の討論に興味をもっているか。
- 45) 生徒は概して日刊新聞を読んでいるか。
- 46) (国民学校の)生徒は幼年クラブとか少年クラブのような雑誌を読んでいるか。
- 47) 学校は時間割以外に何か活動しているか。
- 48) 生徒は毎日宿題を課せられているか。
  - a. 1時間か
  - b. 2時間か

## 4. 教師と面会して決定せよ

- 49) 教師自身文部省の指令を読んでいるか。
- 50) こういう指令がはっきり教師に理解されているか。
- 51) 指令の言葉が教師に容易に理解されているか。
- 52) 教師は日刊新聞を読むか。
- 53) 教師は常に個人的に又は団体をなして学校の運営改善の方法の研究に参加しているか。
- 54) 教師は新教材を用意するよう奨励されているか。
- 55) 教師は一般にラジオの教師の時間を毎日聞いているか。
- 56) 教師はこういうプログラムを有益と感じているか。
- 57) 教師はこういうプログラムの言葉を容易に理解するか。

## 補充報告

- 1. 視察の理由 \_\_\_\_\_
- 2. 視察の結果
  - 1) 管理と能力 \_\_\_\_\_
  - 2) 施設 \_\_\_\_\_
  - 3) 軍国主義的訓練 \_\_\_\_\_
  - 4) 勸告
    - a. 学校に対し \_\_\_\_\_
    - b. 総司令部に対し \_\_\_\_\_

「非軍事化に重点をおいて教育施設視察を行うにあたっての調査項目」を提示した<sup>27)</sup>。この指令に基づいて教育官用の手引書(上記参照)が作成され、各教育官は以後視察にあたって携行参照した<sup>28)</sup>ので、視察内容と方法は従来に比べて大きく改善されるとともに全国的な統一がなされることになった。

教育官は、通例諸施設の検分と関係者からの事情聴取を行うのみで、その結果に基く指示、

助言等は直接にはなされなかった。視察の結果は後日、多くは口頭で、まれに文書で当局に伝達され、改善措置は教育行政機関に委ねられた。つぎの事例は、軍政部教育官の意向が地方行政当局を経て現場に到達する過程を示す代表的な例としてあげることができる<sup>29)</sup>。

三重県のスペンス教育官（教育課長）は某市の学校数校を視察した後、市の教育担当官（教育課長）を呼びだし結果（主として団体生活における規律が児童生徒間に欠如しているとの指摘）を示達した。市教育課長は直ちに各学校長あて「軍政府教育課長スペンス氏よりの注意に関する件」なる文書を発送し、その中で「この注意を教職員各位にもれなく周知徹底方御配慮になり、次回何れの学校を視察されても再びスペンス氏に同様の注意を受けることのないように教職員児童生徒一丸となってこの趣旨にそうよう…」と述べた。

第八軍司令官はおよそ1年後再び学校視察に関する指令を発し、日本の非軍事化の進捗に伴って視察の重点を新教育制度の運営状態におくことを指示した。この結果以後の学校視察は下記<sup>30)</sup>のような項目に即して行なわれることになった。同時に、視察方法において能率性や計画性が期され、軍政部から予め日程の概略と目的（多くの場合その指示した事項について、実態ないし到達度の査察）が通知される方式がとられることが多くなった。連絡を受けた該当地区の教育行政当局は、学校代表者を招集し、指示事項に照らした提出資料の準備と諸般の対策協議を行うのが通例であった<sup>31)</sup>。

#### 「新教育制度の運営状態に重点を置いて教育施設視察を行うにあたっての調査項目」

昭和23年1月27日 第八軍

1. 学校経営について
  - 6・3・3制に伴う教員、教室の充当程度
  - 新制中学校設置のための町村合併の有無
  - 学校統合の状況
  - 教科書およびラジオ、新聞、紙芝居等の教育補助手段活用の程度
  - 学校用土地と農地法との関係
  - 身体検査施行の程度
2. 教員について
  - 学歴別、免許状別による現在数
  - 教員会議の状況
  - 教育、心理学団体の有無
  - 学校向ラジオ放送参加の有無
  - 生徒補導における累積的記録法（Cumulative Records）採用の有無
  - 教員組合との関係
3. 生徒について

- 自治会の動向
- 4. 社会教育について
  - 父兄会と学校財政との関係
  - 学内問題に対する父兄会の発言権の程度
  - 運動場, 教室, 事務室等の学校施設の一般大衆への解放程度

#### 4. 新学制施行過程における地方軍政部の関与

1946(昭和21)年12月27日, 教育刷新委員会が6・3・3・4制の新学制案を建議して以来, 政府部内ではその実施をめぐり, 財政事情から延期を主張する大蔵省と祖国再建のきかけとして教育刷新の緊急性を主張する文部省の意見が対立し, 加えてGHQ内部でもE. S. S(経済科学局), C. I. E(民間情報教育局)間に同様の相剋があり紛糾したが, 結局, 翌年2月に至り, 新年度からの実施方針が確定した。実施の順序は, 諸般の事情から'47年度は小・中学校(就学義務については学年進行で施行, '49年度完成予定), '48年度は高等学校'49年度は, 大学とされた<sup>32)</sup>。文部省はただちに学校教育局編「新学校制度実施準備の案内」(文部省通牒 発学63号, B 6全29ページ)なる冊子を作成し, 各都道府県段階においてとくに問題が予想される新制中学校, 新制高等学校設置準備上の参考資料として配布した<sup>33)</sup>(のちに「新制高等学校実施の手引」発学534号を追加配布)。

1948年(昭和23)年から'49年にかけて地方軍政部教育官の職務の大部分は, この新制中学校, 新制高等学校の実施準備過程における日本側地方当局への督励, 指導援助活動に振り向けられた。就中, 義務教育の中学校とは異り, 地方段階での裁量余地が多く残されていた高等学校の取り扱いに関しては, 軍政部の対応の仕方, 指導方針が大きく影響し, その施行形態に著しい差異を生じせしめた。新制高等学校の発足過程において各地方で共通して惹起された問題点は, 第一に, 新制中学校への校舎転用に伴う再編措置(第一次再編成)であり, 第二に, 総合課程制, 男女共学制, 学区制のいわゆる高校三原則<sup>34)</sup>具体化のための再編措置(第二次再編成)であった。

この高等学校再編にあたって, 最も意欲的, かつ積極的な動きを見せたのは, 第一軍団軍政部(京都府)とその管下の京都軍政部であった。第一軍団軍政部教育課には, 開設時からアンダーソン(R. S. Anderson)が教育官(教育課長)として采配をふるっていた<sup>35)</sup>。アンダーソンは, 京都を新学制のモデル地区とし, そこでの実績をもとに軍団管轄諸府県への波及を期す構想<sup>36)</sup>をもち, そのための片腕として静岡軍政部の教育官ケース(E. Cades)を京都軍政部に引抜いた<sup>37)</sup>。1948年1月のことであった。当時新制中学校発足以来, 1年近くたち, 第2年次まで義務就学となる新年度に備えてその収容方法を早急に解決しなければならない時期に至っていた。同時に, 新制高等学校の発足も間近に迫っていた。

新制中学校の義務就学該当者が最も多くその収容方法を模索していた京都市当局では、すでに前年通り旧制中等学校（中学校，高等女学校）の借用により同校の付設として設置する計画を立てていた<sup>39)</sup>（2月2日）。中学校の独立校舎化は望ましいが，財政事務から校舎の新設は望めず，したがって他校への併設もやむを得ない，実行は漸進的に進められるべきである，とした文部省の前記「新学制実施準備の案内」の趣旨に即した措置であった。

事態の推移を見守っていた第一軍団軍政部は，2月5日および2月12日の二回にわたり府・市側関係者を招集して事情聴取を行うとともに，義務教育最優先，旧制中等学校校舎の転用による中学校の独立校舎化促進について「強硬なサジェスト」を行った<sup>39)</sup>。この会合には京都軍政部のケースも参加し，アンダーソンとともに，こもごも「義務教育は他の一切の教育に優先し新制中学校は独立校舎をもって完全収容するのが府・市の責任である，新制高等学校の校舎が（学年短縮によって）相当余裕が見込まれる反面，義務教育の新制中学校が間借り，二・三部授業を強いられる事態は容認できない」<sup>40)</sup>との論旨を展開した。とくに，ケースは常に上記の論陣の中心に位置していた。アンダーソンもケースもこの施策が全国の先駆となることを強く意識し，「この問題は全国共通の問題であって，われわれは京都においてこれを実験的に解決し全国への示唆としたい」とのべた。

軍政部提案は，転用を受けるの市側はともかく，府立中等学校の相当数を提供しなければならぬ府側を苦境に陥れた。加えて，転用の対象と名指された学校の同窓会等から強い反対運動が起った。この中で軍政部側の再三の要求にも応ぜず反対の態度を取りつづけた府教育部長は，非協力者の故を以て罷免された<sup>41)</sup>。その後もケースを中心とする軍政部側の意向は強硬さを増すことはあっても緩むことはなかった。ついに，新年度を目前にした3月6日，府当局は，復元期限（50年迄）付で府立一中，府立二中を含む4校の転用に同意した<sup>42)</sup>。

この結果市立中等学校の転用7校，郡部で転用された2校および小学校から全面転用された9校を加えてほとんどの新制中学校は，4月1日から独立校舎をもつに至り，二・三部授業を行わなければならない学校は皆無となった。しかしながら，一方では同日付で発足した新制高校は相当数がいくつかの学校の統合の下に成立し，ためにかつての中学校と立場が逆転して二部授業を余儀なくされ，学校管理，生徒指導上不便な状態におかれることになった。

京都での「実験」の成功に気をよくした第一軍団軍政部教育官アンダーソンは，管内各地に部下のマクレランおよび京都軍政部のケースを派遣して指導にあたらせた。福井，大阪，和歌山，三重などで，「実施案内」に則り設置された新学制実施協議会の決議（ほとんどが旧制中等学校の単純な切替え）が「鶴の一声」で白紙還元され再検討が命ぜられた。彼らは，所期の実現見通がつくまで滞在し，一段落するとまさに「旋風」の去るごとく次の地区へ移動した。ケースらの来訪，督励を得ない県でも，それに呼応して東海北陸軍政部のジョンソン教育官，石川軍政部のオズボン教育官らが同様の施策を推進した<sup>43)</sup>。のちに文部省は，西

日本各地で混乱を引きおこしている要注意人物としてケース、マクレラン、ジョンソンを名指しであげ、連絡調整事務局網を通じて各都道府県あて「甚深の注意」を呼びかけた<sup>44)</sup>。

ところで、軍政部はこのような旧制中等学校の校舎転用、統合化を、三原則に基く新制高等学校実現への有力な布石として位置づけ指導にあたっていた。確かに校舎転用とそれに伴う統合によって総合制、男女共学制、学区制を採用する上での素地が形成されつつあることは事実であった。しかしながらこの「第一次再編」では統合とはいえ一校舎に数校の看板を掲げた寄合世帯であったり、授業も別々であったりして総合制、共学制の理念にはほど遠い例も少なくなかった。また軍政部が最も統合の対象とすべきとみなしていた実業系諸学校は従前のままで置かれていた。さらには「教育の機会均等」をより実現するため、おくらしている学区制を早急に整える必要があった。これらの事情のため、校舎転用問題が落ち着いた後、'48年の3月から年末にかけて京都をはじめ前記の各府県では新制高等学校の性格、配置計画をめぐって本格的な検討が加えられることになった。この過程においても軍団軍政部、府県軍政部の指導、指示が大きな役割を果たしていたことは明らかであったが、日本側のそれへの対処の仕方は多種多様であった。たとえば「敗戦の悲哀」として占領行政の「強圧」をひたすら耐え忍び対応した事例<sup>45)</sup>がある反面、「どうせやられる(注、三原則を強制される)なら、やらせられたという形はとるまい、自発的にやるといふ体制を造ろう」<sup>46)</sup>との決意の下独自の準備を進めて軍政部と対応した事例も見られたのである。

第一軍団軍政部は第一次再編(中学校への校舎転換に伴う統合)と同様、「直轄地」である京都を三原則実現のモデルとして重視していた。アンダーソンが、マクレランおよび京都軍政部のケース、その部下のオズワルドを通じて最も強く京都府当局に働きかけた事柄は、三原則のうち男女共学についてであった<sup>47)</sup>。軍団としては福井、三重等多くの府県が主としてマクレランの指導によって、第一次再編でその実施の体制を整えたにもかかわらず、膝下の京都が、わずかに数校に止まっているのが大いなる不満であった<sup>48)</sup>。これは、他府県では軍政部の指示に従い旧制中学校と旧制高等女学校との合併を実現し、職業高校でも極力共学体制をとったのに対し、京都ではその完全実施のための準備に手間どっていた事情に起因していた。男女共学に対する軍政部の姿勢は妥協を許さぬ強硬さがあった反面、父兄、教師の抵抗も劣らず強く当局はその間であって妥協点の探索に苦労した。新制高校すべてに家庭科付設(福井・三重)、共学を標榜するも教室別の共学や男子あるいは女子の応募見込が当初からなく実質的な別学(石川)などの措置はその「努力」の現われであった<sup>49)</sup>。

総合課程制についての軍団軍政部の意向は各高等学校とも普通課程と実業課程を置くものとし、特に実業学校が単独昇格することは絶対に阻止するというにあった。マクレランは福井軍政部(教育官、ラコーラ)および福井県教育行政当局との会談の中で、その理由について、実業諸学校の単位数の60%が普通科と共通であることおよび普通科との別置は学校差お

よび階級意識を顕著にすると指摘した<sup>50)</sup>。総合制移行反対の論拠は実業教育の弱体化を危ぶむところにあることは各府県共通であったと見てよいが、その反対の程度には相当な開きがあり、それが有機的な結合の度合に連結して、結局、継続性の長短を規定する要因の一つとなったと見ることができる。たとえば、京都の場合、総合制の採用にあたってほとんど問題にならず実現した<sup>51)</sup>のに対し、三重では実業学校を中心とし県政、財界、教育界をあげての反対運動が展開されたものの、軍政部の壁にはばまれ余儀なく制度化された。この経緯を反映するかのよう三重では各課程の独立性が完全に保たれ、別校舎とし部長（校舎別課程主任）には前校長を当てるなど、ほとんど名目的な総合制でしかなかった<sup>52)</sup>。のちに、軍政部の機構縮小とともに、それを待ち構えたかのように総合制の解体が進むが、当時、地区教育担当官であったアルビン・ルーチ（九州地区民事部）のつぎのような勧告は、当時の日本における総合制の運用にひそむ問題点を分析したきわめて示唆に富む内容と思われる。

「人々は総合制自体よりは、この制度の誤解又は不手際な運用に起因する、ある種の欠陥を発見するや、解釈や運用の誤りを是正しようとせず制度自体を非難し学校を分割しようとしている……。解決は正しい総合制教育の推進にこそ求むべきであり、学校の解体に求むべきでない。」<sup>53)</sup>

学区制（地域制）は、三原則のうち最も準備がおくれていたが教育委員会法の公布、施行によって急速に具体化した。しかし、地域住民等の抵抗が根強く多くの困難が伴ったが結局、軍政部の執拗な督励を受けてあるいはその権威利用の下に各府県でも '49年4月から実施にこぎつけた。学区設定の意義について、マクレランは、生徒の通学上の利便、家庭の財政軽減の観点から主張し、一方ケーズは、コミュニティスクールとして地元民と密接に結びついた高等学校の在り方との関係を重視して指導にあたった<sup>54)</sup>。大阪・京都で当時検討された府立、市立高等学校の一元化構想（府から市へ全面移管）は後者の流れをくむものであった<sup>55)</sup>。愛知・岐阜・三重の各県では、東海・北陸地区軍政部教育官のジョンソンが、学区制の適用に例外を設け段階的に実施しようとしていた県当局およびそれを許容していた軍政部を叱咤し、即時完全実施を勧告した<sup>56)</sup>。学区制の施行は三原則の基礎として総合制、共学制の効果を高め、教育の機会均等実現に寄与することが期されたが、各地ともその前提として施設の均等化を行うための財政的裏づけを欠き、かつ教員の抜本的配置転換、施設備品教材の再配分も進展せず当初からその前途には暗雲が漂っていた。その中であって京都において比較的早く定着のきざしが見られたのは、学区編成の経験、技法についての歴史的蓄積があったこともさることながら、前記のような軍政部による一貫した指導体制および日本側関係者の柔軟かつ進取性に富む対応によるものであったといえよう。

このように、新学制形成時、とくに本稿で取りあげた新制高等学校再編の過程において軍

政部教育官のもたらした影響は絶大であった。その指導は時として占領軍の権力を後だてに行なわれ、まさに非情かつ強圧的でさえあった。しかしながら「鬼ケース」として赴任先々（静岡—京都—宮崎）で忌きらわれたケースにしても、また、ケースとともに要注意人物としてあげられたマクレラン、ジョンソンにしても、さらに西日本各府県に隠然たる教育指導権を行使したアンダーソンにしても、その施政の根本に悪意はなかったと見てよい<sup>57)</sup>。彼等は大体において職務に熱心な、困難に果敢に立ち向うまじめな人物であり、財政事情を根柢にあるいは末梢的な現象を根柢に事の本質から目をそらし無為に安んずることのできない努力家タイプの性格を備えていた。ただ、基本的にこれらの性格に起因すると思われる一途なかつ短絡的理想追求主義<sup>58)</sup>、およびGHQ、軍政部組織内にはびこっていたといわれる業績万能主義<sup>59)</sup>、さらには短期占領完了見込による拙速主義<sup>60)</sup>等がからみあい屈折して現出していたものと見るのが至当であろう。

なお、本稿ではふれ得なかったが高校再編成問題に関する第一軍団所轄地域と他地域との相違は、明らかに教育担当軍政官の対応の仕方に起因するところが大きかったといえよう。他地域では概して再編成施行の過程で、軍政官は柔軟な姿勢を示す場合が少なくなかった<sup>61)</sup>。しかしながら、ために日本側関係者が制度の在り方をめぐり本質的な検討を十分に行う好機を逸し、結局において教育理念よりも財政事情や安易な事なかれ主義が先行・優先するという政策決定パターンの継承、固定化に墮するきらいもなくなかった、と見られる。

#### IV 研究の現状と課題

前述のように本稿では地方軍政部の組織、機構の位置づけに視点を限定し、資料的にもおよそ第一軍団軍政部関係中心になるなど、当初の研究目標とはなお相当の懸隔が存することは明白である。論述をおえるにあたって、ここに調査研究の現状と残された課題を整理するとともに今後の研究計画の一端を記し、他日の達成を期したい。

そもそも、被占領期の教育制度改革の進捗に興味をいだき、研究に着手した事情にはつきのような動機が介在している。すなわち、第一は、従来永年にわたり進めてきていた大正、昭和初期における教育制度改革史研究との関連において、両者の理論的、構造的連関性を比較検討する必要であり、第二に、戦後の新教育を支えた人々の相当部分が「大正デモクラシー」期において何らかの形でその影響下の教育を受けているのではないかとの見込みの下に、その事実関係と教育の効果についての因果関係を探求することであり、第三に、教育が政治、経済に従属しその手段化されるのではなく、教育論理が政治、経済に先行し優越の立場を確保する諸条件解明の立場から、日本の絶対主義体制下、戦時体制下とは又違った特殊な事情下にある占領期を格好の検討素材として加えようとしたことである。そして最後に、これは

かなり情緒的な側面を包含するのであるが、戦後新学制による最初の修了者として、その形成、進展の経緯を精確に把握し後代に継承する義務と責任があると痛感したことである。制度の是非はともかく、同一学制がその基本形態を維持しながら30年余も持続し得たのは近代日本の歴史において初めてのことであり、占領下という困難な事情下において、その構築に当られた諸先達のご労苦は筆舌につくしがたいものがあったであろうと思う。これを貴重な遺産として引きつぎ、将来に備蓄し活用を期すことこそ、わが世代に課せられた責務であると信ずるのである。

さて、このような動機に支えられて被占領期教育制度研究に足をふみいれたものの、同時期において、とくに実態の側面を知る上で不可欠な地方関係資料がほとんど未整理のまま多くの部分がすでに散逸し、あるいは急速に失われつつあることがわかった。公文書保存体制が比較的整い、明治期以降、最近に至るまで系統的に収集されている県庁書庫、文書館でも、被占領期の部分のみが空白である場合が少なくない。幸い、軍政部関係の指令、県からの通牒類および軍政部の学校視察記録は学校、教育研究所或いはまれに旧吏員が個人的に保存し残されていることがあり、近年、各県で編纂された教育沿革史の資料編（たとえば『大分県教育史』、『青森県教育史』、『高知県戦後教育史』、『長崎県教育史』、『京都府教育史戦後編』、『石川県高校教育十年史』など）の中に該当資料が散見する。しかし、これらは、時間的に制約された状況下で編纂され、しかも広範な時期を対象として収集していることから、探索がきわめて困難を伴う被占領期については等閑に付されているくらいはなくてはならない。このような事情下において、最近では研究者によって地道な収集と調査が行なわれ、その成果が公表されている（例えば、依田精一『大分県教育行政資料』、戸田金一「日本教育の非軍事化過程」、広瀬典民『W・Aクラム博士と高知県の教育』、木村泰夫「埼玉終戦教育資料」等）。

被占領期に公文書の散逸が多いのは、紙不足とか占領政策に対する感情的反発あるいは講和以後の政策転換に伴う廃棄の亢進によることのほか、地方軍政部と日本側との連絡が文書によらず口頭による部分が少なくなかった事情も大きく関係している。したがって、同時期の教育施策展開のいきさつを知る上で時の当局者（教育民主部長、教育部長、教育長、学務課長、視学等）の手記、メモ、回想録、談話が重要な手がかりとなる。手記は、記憶がまだ生々しい時期に書かれたものが多く、資料も豊富で信頼性が高いが、残念ながらその数はそう多くはない（たとえば天野利武『一教育長の回顧』、佐々木仁三郎『三重県終戦秘録』、小西謙『星条旗の下りるまで——占領下信州教育の回顧』、木村泰夫『埼玉軍政部と教育』、宇野量介『戦後の宮城教育を語る』、米田貞一『大分の戦後教育』このほか軍政部軍政官関係として福井軍政部のJ.F. ハイランド『回顧録』がある）。談話については、前記沿革史に一部掲載されている場合もあるが漫然とした思い出話に終る傾向がある。しかし、その業績、著作および背後の事情についての調査をふまえて、単独面接を行いきわめて精度の高い

証言を得ている場合（京都府立教育研究所『戦後初期の京都の教育について』天野利武，青柳英夫，三浦総一郎，糸井一に対する談話速記録）および，戦後教育資料収集のための民間組織を作りテーマごとに座談会形式により体系的な談話聴取保存を進めている例（山中吾郎代表『岩手県六三制教育研究会』）があり注目に値する。両者の技法の多くは今後同様の作業を進める上で重要な示唆を含んでいる。

日本側の資料調査と併行して，占領軍とくに地方軍政部の記録文書の所在を確かめ調査を行うことが不可欠である。軍政部内の往復文書はもちろん日本側への指示事項，施政諸資料および日本側関係者からの諸報告書が整理保存されている可能性が高く（これらの多くは米国メリーランドのフェデラルレコードセンターに保管されているといわれる），日本側資料につき合わせるにより初めて占領政策の実態をより適格に把握することが可能となるからである。1976年6月公表された外務省外交資料の中に歴大な軍政関係公文書が含まれており，その全部にわたる閲覧をふまえて本稿では一部を取りあげたが，なお詳細かつ慎重な調査を要する。

以上のような資料の所在状況および調査研究上の課題をふまえて，今後およそつぎのような手順を経て所期の研究目的に近接したいと予定している。第一に既確認部分と同種の資料の発見に努め府県間の不均衡を是正するとともに，それに基づき重点調査地域を限定・設定する，その際，収集資料を県公報，地方新聞，学校日誌（校務日誌）にまで拡大する，第二に談話聴取の技法を改善し，重点調査地区関係者について収録，記録（速記録）に努める，第三に，主として「外務省外交資料」により軍政組織内部の諸問題について整理する，第四に，軍政部教育官の経歴をもつ米人との連絡をとり手記を求め（「ハイランド回顧録」の形態が参考となろう）あるいは質問事項に回答を依頼する，第五に米国内にある軍政関係資料の所在を確認，簿冊目録の入手を図り現地調査の準備を行う。この間可及的速かに「地方における占領教育政策関係資料目録」を作成し研究成果の一区切りとし，著作の作成準備に入る。

これまでの調査研究の過程において，全国各地の多くの人々および関係機関から貴重なご教示を得，なおひきつづいてご協力をいただいている。ここに記して心から感謝の意を表したい。（1978年1月15日現在，受信順，敬称略）

天野利武（京都，元教育長），青柳英夫（京都，元視学），三浦総一郎（京都，元軍政部顧問），石田加都雄（清泉女子大学），小野一成（東京都立教育研究所），三田地敏夫（岩手，6・3研究会幹事），依田精一（東京経済大学），中嶋康輔（岡山大学），天野卓郎（広島県庁），田代直人（広島大学），北見景一（京都府教育研究所），園崎善一（石川県教育センター），村田晃治（京都府立教育研究所），中村一雄（長野県教育史刊行会），角替弘志（静岡大学），永山務（北海道立教育研究所），戸田金一（秋田大学），広瀬典民（高知，小津高校），浅野素雄（大阪府教育委員会），景浦勉（元，愛媛県教育センター教育史編纂室長），浅見恒

行（愛知県教育センター教育資料室），久高喜行（福井大学），海貝茂（福井県教育研究所教育史研究室），山中吾郎（岩手，6・3研究会代表），水江ヤチヨ（東京，元視学），大坪国益（東京，元視学），鬼塚一男（宮崎，元教育長），野口逸三郎（宮崎，元教育長），恩賀一男（兵庫，元視学），森孝三郎（徳島，元教育長），高畑浅次郎（岡山，元教育長），岩村武勇（徳島），河野幸夫（徳島），山本督次郎（滋賀，元教育長），岡村淳三（滋賀，元視学），永杉善輔（滋賀，元視学），阿部平（熊本，元視学），土居吉郎（鹿児島），新 弘（鹿児島），故・石塚菊二郎（熊本，元学務課長），佐々木仁三郎（三重，元学務課長），米田貞一（大分，元学校教育課長），神力甚一郎（石川，元学務課長），飯田忠（大分，元教育長），手塚義治（福井），鈴木健一（静岡），神田坤六（群馬，元教育民生部長），持丸理喜男（群馬，元視学），高山政雄（宮城），中村新一（神奈川），三沢房太郎（宮城），池田勝郎（宮城），佐藤嘉市（新潟，元，視聴覚教育係長），山川信夫（大阪，元学事課長），外務省外交資料館，N.H.K総合放送文化研究所放送史編修室，岩手県立教育センター教育資料室，青森県教育センター図書資料室，富山県教育センター，広島県立教育センター，鹿児島県教育委員会，滋賀県教育委員会，佐賀県教育委員会，山口県文書館，島根県教育委員会，大阪府科学研究センター，名古屋市教育館，愛媛県教育センター資料室，島根県教育研修センター，鳥取県教育委員会，埼玉県立文書館，宮崎県教育委員会，栃木県文書学事係，兵庫県教育委員会，徳島県教育委員会，和歌山県教育委員会，熊本県教育委員会，大阪府文書課，石川県教育センター，大分県教育委員会，三重県教育委員会，福島県立センター，山形県教育センター，香川県学事文書課，高知県教育委員会，山梨県教育委員会，福井県教育委員会，横浜市教育センター，愛媛県教育委員会，静岡県立教育研修所，岡山県教育委員会，青森県立図書館，鳥取西高等学校，京都府教育委員会，群馬県教育委員会，株式会社日刊福井，福岡県教育委員会，宮城県教育委員会，神奈川県教育委員会，河北新報社資料部，新潟県教育委員会，広島県総務課，北海道行政資料課，香川県教育委員会，東京都教育委員会，香川県立図書館郷土資料室，埼玉県立浦和図書館参考事務課，千葉県教育委員会，金池小学校（大分），武生高等学校（福井），上野丘高等学校（大分），養生小学校（三重），北野高等学校（大阪），朱雀高等学校（京都），奈良市立佐保小学校，横須賀高等学校（神奈川），希望ヶ丘高等学校（神奈川），日比谷高等学校（東京），神奈川県教育センター，前橋市立桃井小学校（群馬），白馬中学校（長野），利田正男（大分），大阪タイムス社，姫野誠二（滋賀），田中昊（滋賀），寺井秀七郎（滋賀），高橋朋子（三重），須沼吉太郎（富山），前橋市教育資料館，斉藤武博（群馬），黒田達太郎（群馬），小口貞雄（宮城），小千谷小学校（新潟），本田益夫（香川），浜田成政（大阪），内藤一人（岡山），谷木裕一（香川），杉浦正一（香川），岩本晋一郎（岐阜），足立浩（奈良），宍戸一郎（山形），南萬三（石川）

（本研究は昭和52年度文部省科学研究費助成金による研究成果の一部である）



- 「戦後石川教育太平記」 p. 51-2  
 大阪連絡調整事務局「大阪事務局月報」1号 '48年3月（『外務省外交資料』A'0100）
- 25) フォックス「占領軍教育係官の日本の教育計画に対してもつ関係」（小西謙『星条旗の下りるまで——占領下信州教育の回顧——』p. 363-370 所収）
- 26) たとえば「滋賀石部事件」（'46.8.21）…山本督次郎氏書簡（'77.11.7）による。  
 また、板垣久吉「校舎接収と進駐軍」（『山形教育』101号 p. 29）参照。
- 27) 横浜連絡調整事務局「YLO執務報告10号」（1948.3.-）（『外務省外交資料』A'0097）
- 28) 「岡山県教育史」続編に笠岡男子国民学校を視察した際、教育官が校長、教員、児童それぞれに質問内容が資料として掲載されているが内容的にはほとんど符合する。（p. 234-5）
- 29) 「三重県津市立養正小学校校務日誌」'48.3.20（同校所蔵）  
 文書形式による軍政部の意向伝達およびそれに対する処理方法の典型として下記の例がある。  
 「大分佐賀関小学校文書」（『大分県教育百年史』第4巻 資料編2 p. 68 所収）
- 30) 横浜連絡調整事務局「YLO執務報告10号」（1948.3.-）により作成。
- 31) 視察準備のための校長会開催の通知書が下記の資料中にみられる。  
 「南高堂崎小学校公文書綴」（『長崎県教育史』資料編 p. 415-427）  
 「軍政隊教育官の学校視察について」（'73.3.5鳥取西高等学校所蔵文書）
- 32) 日高第四郎「日高ノート」  
 即時全面施行を主張するCIEの圧力が学校教育長の日高に加えられた（新学制期において交替が頻繁に行なわれた文部省首脳の中において日高は'46年5月29日から'49年5月31日まで学校教育局長をつとめた）。  
 施行準備の関係で2月5日、日高は独断で新学制の実施方針を開議決定前に公表し越権行為として問題にされた。「実施案内」は2月17日に発行された。開議決定は2月26日であった。
- 33) 同冊子は都道府県関係者のみならず、多くの地方軍政部教育官も英文のものを常に携行し、指導の準拠としていたといわれる。
- 34) 「高校三原則」の用語、用法は、当時すでに京都軍政部教育官、ケースによって頻繁に用いられていたといわれる。（青柳英夫「戦後初期の京都の教育について」談話速記〔京都府教育研究所文書〕）
- 35) 当時の軍団軍政部の教育官はアンダーソンの他、マクレラン（J. H. Mccleran）、テクスター（R. B. Texter）の三人であった。
- 36) 「公立学校再編に関する第一軍司令部の第八軍司令部宛上申書」（『外務省外交資料』A'0104）
- 37) 三浦総一郎「戦後初期の京都の教育について」（'74.11.12談話筆記）〔京都府教育研究所所蔵〕
- 38) 京都市長「学校校舎借用につき依頼」（『京都府教育史』戦後編 p. 102）
- 39) 「京都市における六・三制完全実施に関する軍政部との接衝経緯について」（『京都府教育史』戦後編 p. 122）  
 天野利武「一教育長の回顧」 p. 6  
 京都府中学校長会「京都中学教育二十年史」 p. 19
- 40) 前掲「京都府教育史」 p. 124, 126  
 青柳英夫「戦後初期の京都の教育について」（'76.7.1談話筆記）〔京都府教育研究所所蔵〕
- 41) 「新学制発足当時の関係者座談会速記要旨」青柳英夫氏の指摘（『京都府教育史』戦後編 p. 590）
- 42) 当初一中等の「有名校」は転用の対象から外していたが、ケースの強い要求で入れられた（木村作次郎談前掲「京都府教育史」 p. 586）
- 43) 各府県における中学校の独立化のための中等学校統合の経緯およびそれに対するケース、マクレランの指導、府県軍政部の措置について下記文献文書に記載されている。  
 ・加藤佐助「福井県の新制高等学校創設から現在まで」（'53年4月謄写印刷）〔福井県教育研究所所蔵〕  
 ・大阪連絡調整事務局「新制中学校設置に関する件」（『大阪事務局月報』2号 '48年4月『外務省外交資料』A'-0100）  
 ・佐々木仁三郎「三重県終戦秘録」第二編 p. 144-166  
 ・「石川県高校教育十年史」 p. 80-85
- 44) 「第一軍団軍政関係文書」（1949.3.22 京都地方調整連絡所から各地方連絡事務所あて）〔外務省外交資料 A'-0104〕
- 45) 佐々木仁三郎（元、三重県学務課長）「ケインズ旋風」（『三重県終戦秘録』 p. 144-196）
- 46) 片岡仁志（元、京都府公立中学校長代表）「新学制発足当事関係者座談会速記」（『京都府教育史』

戦後編 p. 603)

京都における三原則実施をめぐる自発性については、天野利武氏（元教育部長，教育長）の下記のような証言中にも認められる。

「三原則について当時の京都府の教育委員会（注，公選以前の独自の教育委員会）で検討した結果，結論として，軍政部の云うことだから仕方がないと云うのではなく，これは一応筋の通った考え方であり，教育の民生化に必要であるとの認識を皆さんが持たれたと思う。」（天野「戦後初期の京都の教育について」談話速記 p. 5〔京都府教育研究所蔵文書〕）

浜田成政氏（当時大阪府学務課長），遠藤慎一氏（愛知県学務課長）も同様の対応の事実を指摘している（『教育タイムス』783号，『教育愛知』24巻1号 p. 10）。

- 47) 「新学制発足当時の関係者座談会速記」〔『京都府教育史』戦後編 p. 604-5〕
- 48) マクレランは高校再編に関し軍団所轄の各府県をまわり（三重等一部にはケースも同行），第一軍団の方針を伝達し指導していた（前掲「福井県の新制高等学校創設から現在まで」参照）。
- 49) 「石川県高校教育十年史」p. 86  
前掲「福井県の新制高等学校創設から現在まで」p. 10  
前掲「三重県終戦秘録」p. 138-180
- 50) 前掲「福井県の新制高等学校創設から現在まで」p. 6
- 51) 天野利武「戦後初期の京都の教育について」談話速記 p. 5
- 52) 前掲「三重県終戦秘録」p. 176-7. p. 191
- 53) アルビン・ルーチの「大分県における学校再編成に関する書簡」〔『大分県教育百年史』第4巻資料編2〕  
これに対して当局（大分県教育委員会）は「県民の熱烈な要望と職業教育振興の念願に応」（『教育委員会のステートメント』（依田精一編『占領下の大分県教育行政改革資料』p. 35-6 所収））えることを大義名分に解体を進めた。
- 54) 前掲「福井県の新制高等学校創設から現在まで」p. 4  
前掲，天野談話速記 p. 5  
「郡部高等学校通学区域制実施に関する件」（京都府教育研究所蔵文書）
- 55) 天野利武「一教育長の回顧」p. 19  
大阪連絡調整事務局「府立高校の大阪市への移管に関する件」（『執務月報』第15号 '49年4月）〔外務省外交資料 A'-0087〕
- 56) 佐々木仁三郎「ジョンソンの勧告」（『三重県終戦秘録』p. 176-190）
- 57) ポール・アンダーソン（大阪軍政部教育課長）は，これら教育官の心情，信念を適格に代弁すると見られる一文を残している（『大阪府教育委員会月報』創刊号序文 '49年9月）
- 58) R. S. アンダーソンは，後に回想して在日米関係者の中には，偏狭な発想で以て本国での成功例を日本に無難作に適用しようとした者もあったと述べている。  
（R. S. Anderson "Education in Japan—A century of Modern Development" p. 86）
- 59) ワイルズ 前提書 p. 44-45
- 60) シーボルト 前提書 p. 42
- 61) 小西謙「星条旗の下りるまで——占領下信州教育の回顧」p. 179-193  
池田勝郎「宮城県の男女共学制」書簡 '77.11.13 付  
宇喜田一塩「連合車の教育管理と現場」（『教育香川』第24巻9号 p. 12-14）

## “The Structure and Role of Military Government Teams in occupied Japan”

ABE AKIRA

This paper is introductory remarks of the continual study on military government teams (M. G. T.) of the occupation forces in Japan. The purpose of this paper is to study on the organization, the staff especially educational officers and the function of M. G. T..

Gen. MacArthur had installed a limited military government to govern Japan in 1945 and located M. G. T. in each prefecture. M. G. T. is an agency for observing compliance with commander's instruction and agency upon which he may call if necessary to secure compliance. In accordance with this principle educational officer of M. G. T. visited schools to observe the diffusion of democratic education and gave Japanese educational administrators several bits of advice about the demilitarization, “new education”, the school reforms and so on.

The educational policy on the prefectural level was fashioned through the cooperation of the Japanese and American educational officers. But argument and understanding between the Japanese and American educational officers were not always complete. American educational officers, though earnest, were often parochial. They often attempted to apply to Japan solutions that were successful in their home or to pursue the ideal without paying attention to Japanese conditions.

In this paper were picked up cases; M. G. Section of the 1st corps and M. G. T. of Kyoto prefecture. The chief educational officers of them were R. S. Anderson and E. Cades.

They compelled Japanese educational administrators to offer the buildings of old middle grade schools for new compulsory schools and carry out the reform of high school following American system. Administrators in Kyoto accepted consently the proposal but Others gave on unwilling consent.